

伯耆町許可第46号

一般廃棄物収集運搬業許可証

住所又は所在地 西伯郡大山町高橋 1406 番地

氏名又は名称 株式会社 赤松産業
代表取締役 赤松 敬四郎

平成 31 年 3 月 13 日付で申請のあった一般廃棄物収集運搬業について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条第 1 項により次の条件を附して許可する。

令和 3 年 3 月 19 日

伯耆町長 森 安



- | | | |
|---|---------------|---|
| 1 | 営業の種類 | ごみの収集運搬 |
| 2 | 許可する期間 | 令和 3 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで |
| 3 | 営業する区域 | 伯耆町区域内 |
| 4 | 車両の種別及び台数 | 裏面記載のとおり |
| 5 | 廃棄物の処分地及び処分方法 | 処分地 可燃物 大山町殿河内池ノ峰 1060 番 1
株式会社 赤松産業
日野町貝原 13 番地 1
株式会社 赤松産業
不燃物 ———
処分方法 破碎 (木くず) |
| 6 | 許可の条件 | 裏面記載のとおり |

一般廃棄物収集運搬業許可条件

- 1 営業は自ら行うものとし、その全部、または一部を第三者に請負わせ、または委託してはならない。
- 2 収集運搬車には、車体の両側に業者名並びに許可の種別及び許可番号を表示すること。
- 3 営業にあたっては、関係法令、条例等に違反する行為を行ってはならない。また走行中は積載物の飛散を防止する措置をとること。
- 4 営業として行った収集運搬量を1年に1回伯耆町に報告すること。
- 5 許可証の取扱いについて、次のことを守ること。
 - (1) この許可証を他人に貸与、または譲渡しないこと。
 - (2) 廃業その他で、この許可証が不要になったときは、ただちに返納すること。
 - (3) 車両、住所等許可証の記載事項に変更が生じたとき、また許可証をき損、汚損、及び紛失したときは、ただちに届出すること。
- 6 その他町長の指示する事項に従うこと。

許 可 車 両

車両登録番号	車 種	収集運搬許可物	備 考
鳥取 100 は 1078	9,700kg ダンプ	可燃性及び不燃性ごみ	
鳥取 100 は 1404	9,900kg 脱着装置付コンテナ専用車	可燃性及び不燃性ごみ	
鳥取 100 は 1199	10,400kg 脱着装置付コンテナ専用車	可燃性及び不燃性ごみ	
鳥取 100 さ 5583	3,100kg キャブオーバ	可燃性及び不燃性ごみ	
鳥取 400 せ 1523	3,000kg ダンプ	可燃性及び不燃性ごみ	
鳥取 100 は 1723	9,000kg ダンプ	可燃性及び不燃性ごみ	